

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する	人材政策室	1頁
	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	1頁
	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福利・給与室	2頁

お 知 ら せ

平成17年3月31日付け三重県公報号外により、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（三重県人事委員会規則第11号）、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（三重県人事委員会規則第12号）及び公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（三重県人事委員会規則第13号）が、次のように公布されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年三月三十一日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則
第 十 一 号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三重県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第三十号を第三十一号とし、第六号から第二十九号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 法第八条第一項第十一号又は第二項第三号の規定による職員の苦情の処理のために人事委員会又は公平委員会が行つた事情聴取等に応ずる場合 その都度必要な期間

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

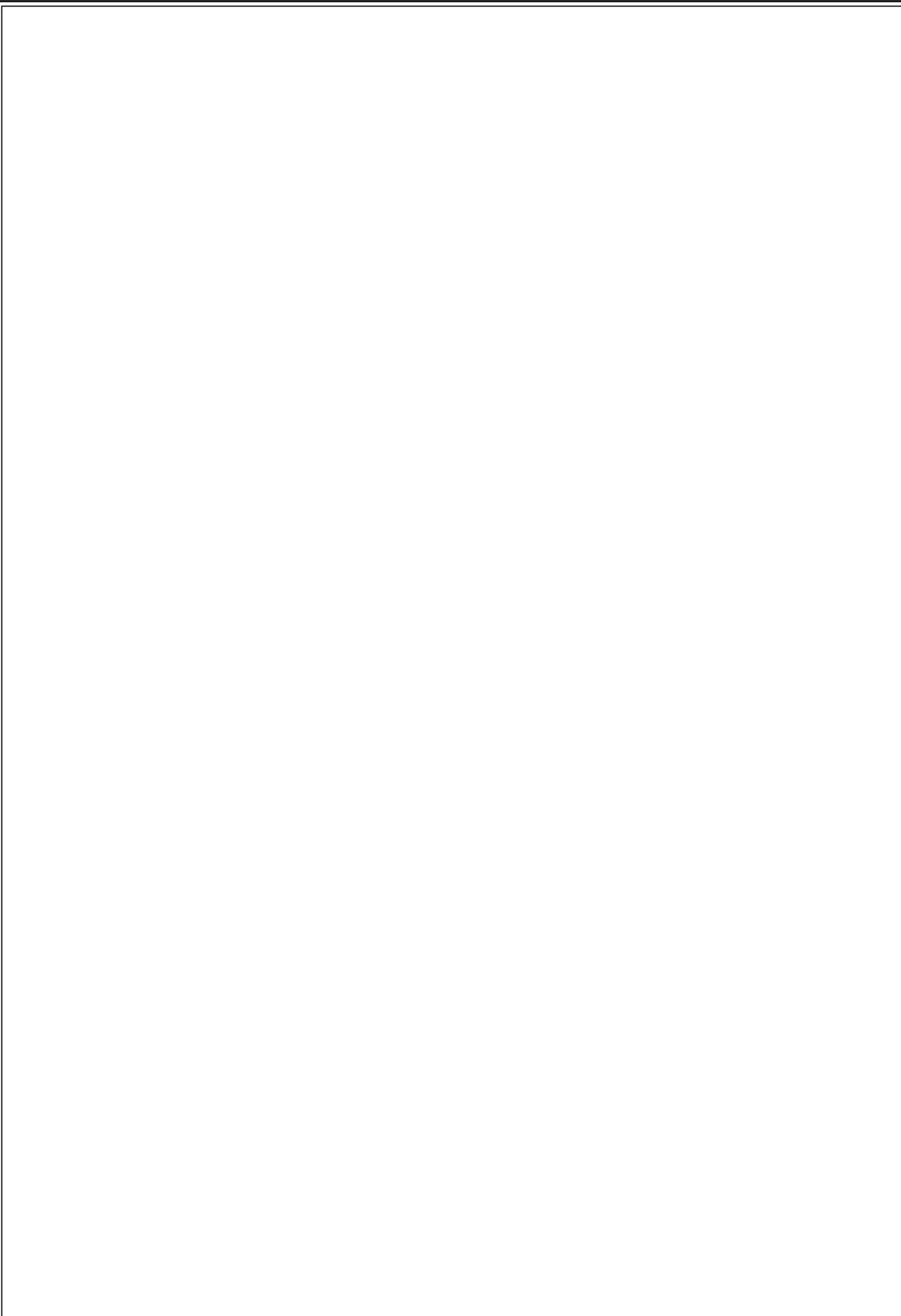
三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年三月三十一日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

附 則

126 規則は、平成十七年四月一日から施行する。



 発行
津市 広明町 13 番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社